令和３年度

いじめ問題が起きたときの対応について

苫小牧市立豊川小学校

本校では、いじめ問題対策として「学校いじめ防止基本方針」を定めております。それを分かりやすく示した「保護者用概要版」を作成しました。「いじめは絶対に許さない。」「いじめを絶対に見逃さない。」「教職員、児童、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。」という基本方針の徹底を図り、いじめゼロの学校を目指します。

いじめの発見

●日常の様子やアンケート調査等でいじめが疑われるようなものがあった場合
●児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

担任・学年の教員 校長・教頭へ報告

●いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせます。
●関わりのある教職員に速やかに報告し、学校全体で対応します。

いじめの事実あり

→ 保護者へ報告

●速やかに関係児童から事情を聴き取り、記録します。
●関係教職員と情報を共有し、正確に把握します。
●いじめの事実の有無をいじめ対策委員会を中心に確認します。
●いじめがあったと判断した時点で、速やかに関係児童（被害・加害）への家庭訪問等を行い、事実関係や具体的な対策について伝えます。

いじめ対策委員会

↔ 関係機関への報告
教育委員会・警察署等

●今後の指導や対応する教職員の役割分担等について話合い、全ての教職員の共通理解を図ります。
●犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苫小牧警察署等に相談し、対応します。

【委員】　校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、学年の教員、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

重大事態が発生した場合

●苫小牧市教育委員会に速やかに報告します。
●苫小牧市教育委員会の指導を仰ぎながら、いじめ対策委員会を中心に対応します。

被害児童への継続した支援

●被害児童を徹底して守り、心配や不安を取り除きます。
●必要に応じて、一定期間、別室等で学習を行えるようにします。

加害児童への継続した指導

●加害児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育みます。

いじめを見ていた児童への指導

●自分の問題として捉えさせます。
●いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝えます。

●調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告します。

保護者への継続した支援と助言

●保護者への協力を求め、児童への支援や指導、家庭との連携方法等について話合います。

重大事態とは…
・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
・相当の期間（年間３０日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
・児童や保護者から「いじめられて重大事案に至った」と申立があったとき